

2020年5月8日

報道機関 各位

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活困窮学生への 経済支援等について

長崎大学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アルバイトの収入激減等により生活が困窮している学生を対象に、下記のとおり本学独自に経済支援等を実施します。

記

【経済支援】

- 1 対象学生 学部学生及び大学院生（正規留学生を含む。）
※アルバイト収入が5割以上減の学生を対象
- 2 金額 1人当たり1か月3万円支給
- 3 期間 2か月間
- 4 支給開始 5月下旬（予定）
- 5 支援確認方法 収入減前後の月額証明、理由等を記載した申請書により審査

【その他】

- 1 授業料減免の実施
新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的影響で、家計が急変した世帯の学生に対し、本学独自の支援として授業料の1/2免除を行う。
- 2 前期授業料の納付期限の延長
前期授業料の納付期限を翌年3月31日まで延長する。

【本リリースに関するお問い合わせ先】

長崎大学広報戦略本部 TEL : 095-819-2007 E-mail kouhou@ml.nagasaki-u.ac.jp
長崎大学学生支援部 TEL : 095-819-2099 E-mail gakuseishien@ml.nagasaki-u.ac.jp